

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十七年 八月十九日

## 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

### 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表観光企画課の項に次の一号を加える。

七 関ヶ原古戦場に係るイベントの実施に関する事。

第九条第五項の表に次のように加える。

観光企画課

関ヶ原イベント推進室

イベント推進係

第九条第六項の表に次のように加える。

関ヶ原イベント推進室

第二項の表観光企画課の項第七号に掲げる事務

第十一条第一項の表全国育樹祭推進事務局の項中「施設管理係」の下に「県民運動係」を加える。

第十三条第一項の表都市公園課の項中「活用推進係」を「公園企画係」に改める。

第十八条の五中「及び観光国際局長」を「観光国際局長及び都市公園整備局長」に、「及び観光国際局」を「観光国際局及び都市公園整備局」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十七年八月十九日

第百五十二条第二項中「第百五十三条第二項」を「第百五十条第二項」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年八月十九日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐 阜 文 芸 社